新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経緯(案)

日付		主な出来事	水際対策	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
4月23日		CDCが米国内で豚由来A型インフルエンザウイルスの人への懸染事例を報告。 厚生労働省内の健康危機管理調整会議で情報共有。	:			E-100 FF 1913	,,,,,
4月24日	(金)	○ WHOがメキシコ、米国におけるインフルエンザ様疾患の発生 状況を公表。					
4月25日		○ 情報の収集と都道府県等や医療関係者に対する情報提供、 流行地に渡航される方々への注意喚起、流行地からの帰国され スキュの対応・電話投資との計画等の対応されば、	○ 検疫所に「メキシコ・米国におけるインフル エンザ様疾患に対する検疫対応及び発生に関 する出国者等への注意喚起について」通知発 出。 (現段階では検疫感染症ではないが、検疫対 応を強化(協力要請)したもの)				
4月26日		○ 第1回厚生労働省新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催し、状況を確認。	○ 検疫所に「メキシコ・米国における豚インフルエンザ(H1N1)に対する検疫対応について」通知発出。 (検疫感染症とはなっていないが、検疫対応を強化(協力要請)したもの) ○ 自治体に対し、通知「メキシコに渡航していた者を対象とした都道府県等による健康観察の依頼」を発出し、メキシコに渡航していた者を対象として、検疫所と都道府県等が連携し、国内で任意の健康観察を開始。				
4月27日	(月)	○ 「豚インフルエンザ対策に関する関係閣僚会合」で当面の政府対処方針申合せ					○ 国内のインフルエンザワクテン製造販売業者4社に対して、医薬食品局長通知「豚由来インフルエンザ(HINI)ワクチン生産体制準備について」を発出し、新型インフルエンザワクチンを製造する場合に備えて、生産体制の準備等について協力を依頼。
4月28日	(火)	基本的対処方針 フェーズ4 〇 WHOのフェーズ4宣言。 (継続的に人から人への感染がみられる状態になったとした) 〇 内閣総理大臣を本都長とする新型インフルエンザ対策本部 設置、第1回会合で「基本的対処方針」決定。 〇 メキシコ、アメリカ、カナダにおいて感染症法の新型インフル エンザ等感染症が発生したことを、厚生労働大臣が宣言。	○ 検疫所に「新型インフルエンザ(H1N1)に対する検疫対応について」指示。(検疫感染症機内として対応開始) 検疫 (対象国をメキシコ・アメリカ(本土)・カナダとした)	○ 露気・ガス・水道 食料品・生活必要品等の	○ 国内サーベイランスの強化を行うこととした。	○ 発熱相談センターと発熱外来の設置の準備を 行うこととした。	○ ウイルス株を早急に入手し、パンデミックワクチンの製造に取り組むこととした。
4月29日	(水)		〇検疫所に「新型インフルエンザ(豚インフルエンザHINI)に係る症例定義について」通知。		○「新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N 1)に係る症例定義について」通知発出。 (豚インフルエンザH1N1を新型インフルエンザ等 懸染症として位置づけ、定義を定めたもの)	○ 国内発生に備え、関係者との情報共有や発熱 外来の設置など、医療体制の確保の方針につい て、医療機関向けに事務連絡を発出。	
4月30日	1	○ WHOフェーズ5に引上げ。 (地域単位の懸染が2カ国以上で起きており、大流行直前の兆 候があるとした) ○ 新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催(内閣官房長官、 厚生労働大臣出席)	○ 成田空港検疫所に防衛省から医師・看護師等の応援が始まる。				
5月1日	(金)	基本的対処方針改訂 S 新型インフルエンザ対策本部第2回会合で「基本的対処方針」改訂。 S 新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の設置 S 1回専門家諮問委員会 「病原性・医染力等の評価」「基本的対処方針に基づく諸施策に関する評価」	○ 国立感染症研究所からPCR検査用試薬 (プライマー・ブローブ)の提供及びそれに伴う 検疫所での検査体制の立ち上げ。	○「基本的対処方針」において、国内で患者が 発生した場合に、ウイルスの特徴や感染拡大の 恐れに応じて、弾力的、機動的に講じる措置とし て、 ・不要不急の外出自粛の要請 ・時差出動や自転車・徒歩等による通勤の要請 ・楽金、スポーツ大会等の開催自粛の要請 ・必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の 要請 ・事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請 等について言及。	○ 事務連絡にてまん延国の定義(アメリカ、メキシコ、カナダ)	〇 発熱相談センターと発熱外来の設置の準備	○ 基本的対処方針として、ウイルス株を早急 に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及 びパンデミックワクチンの製造に取り組むことを 決定。
5月2日	(±)		○ 入国管理局で健康カードを持っていない者 の確認(持っていない者は検疫に戻す)を法務 省に要請、5日より実施。		〇 国立感染症研究所から全国の地方衛生研究 所、接疫所等へのPCR接査用試薬(プライマー・ プローブ)の配布、検査指針等の提供が完了し、 全国規模での診断検査体制の構築。		
5月3日	(日)					○ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与など の新型インフルエンザの診療についての考え方を とりまとめ、医療機関向けに事務連絡を発出。	
5月4日	(月)				○「新型インフルエンザの診断検査のための様体送付について」(事務連絡)において、ウイルス遺伝子検査(PCR検査)の精度を確認するため、地方衛生研究所における検査と同時に、国立慰か年期で応じた体性が場合。	ē	

日付	主な出来事	水際対策	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
5月5日 (火) 5月6日 (水)					- 本代中	77,72
5月7日 (木)		○『「新型インフルエンザ(H1N1)に係る検査マニュアル」の送付について』通知発出。(検体の送付、検査の実施については当マニュアルを参考とする様連絡したもの。) ○「新型インフルエンザに対する検疫の強化について(依頼)」通知発出。(国土交通省航空局あて、健康状態質問票等の検疫の強化への協力要議したもの。) ○ 検疫所のみの検査結果での判定の確定を開始。				
5月8日(金)		○ 通知「新型インフルエンザ対策における都 道府県等による健康監視について」を発出し、 新型インフルエンザがまん越している国又は地 域(5月7日現在メキシコ、アメリカ(本土)、カナ ダ)に渡航していた者について、検疫所と都道 府県等が連携し、国内で法に基づく健康監視 を行うこととした。				
5月9日 (土)	検疫で初の捕捉 ○ 検疫において最初の感染患者を確認 ○ 第2回厚生労働省新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催	○ 米国から成田へ8日に到着した3名について、新型インフルエンザに感染していることを確認。(隔離:3名、停留:49名)		○ 症例定義及び居出様式の改定(第1回改定)・届出時に、疫学的な要件について十分確認するよう医療機関と保健所が相談することを明文化した。		
5月10日 (日)		〇 成田での確定者4例目(停留中の同行者 の1名)				
5月11日 (月) 5月12日 (火)						
	○ 新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会を報告し、 停留に関する報告の公表(季節性インフルエンザと類似、基礎疾) 思のある方が重篤化)	○ 第2回専門家諮問委員会開催「停留に関する報告」 停留期間及び健康監視等の期間を変更(10 日間から7日間に短縮)。		○ 症例定義及び届出様式の改定(第2回改定) ・ 懸染可能期間を10日間から7日間に修正		
5月14日 (木) 5月15日 (金)	○ 第2回本即ウ本明チョム「サナサナリックサイ」					
5月16日(土)	確認事項 国内最初の患者確認 ○ 兵庫県神戸市で国内最初の新型インフルエンザ患者の発生を確認。 ○ 新型インフルエンザ対策本部設置幹事会で、基本的対処方針を踏まえて当面講ずべき措置の具体的内容を定めた「確認事項」を決定。 ○ 第4回専門家諮問委員会「基本的対処方針の実施について」	○ 停留中の48名のうち47名の停留を解除。	○ 神戸市に担当官を派遣○ 中学校及び高等学校の臨時休業に限り、 休女措置を<u>兵庫県及び大阪府の全域で行っ</u>		○ 国内での患者発生に対応した発熱外来の設置 等の医療体制の整備 患者の発生した地域におけ る感染防止策の実施	○ 当面の措置として、ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組むことが確認。
5月17日 (日)		○ 5月9、10日に新型インフルエンザと確認された計4名のうち2名を隔離解除 ○ 停留者1名の停留を解除(停留者全員解除となる)。				
5月18日 (月)	〇 新型インフルエンザ対策本部第3回会合開催			○ 地方衛生研究所で確定で判明した検査結果を もって確定診断とすることとした。		
5月19日 (火)		○ 5月9日に新型インフルエンザと確認された 3名のうち最後の1名を隔離解除。			○ 5月19日までに神戸市において確定例となった患者は43例となり、神戸市内における入院措置も限界となった。このため、同日、神戸市は全ての医療機関で発熱患者を診療することとした。	(ワクチン診問会議)の報告金にないては
5月20日 (水		○「インフルエンザ迅速診断キットにおいてA型及びB型が陰性となった有症者の取り扱いについて」通知発出 (迅速診断キットにおいてA型及びB型が陰性となった有症者については、リーフレットを手交するよう指示したもの。)				
5月21日 (木	O 第5回専門家諮問委員会「基本的対処方針の改定案等について」	○ 米国より成田へ到着した1名の有症者が新型インフルエンザと確認される。(検査結果は22日判明。隔離:1名、停留(22日解除):11名)				

日付		主な出来事					
5月22日	(金)		水際対策	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
		基本的対処方針改訂	ついて」通知発出(検疫対応を変更) 〇「新型インフルエンザ対策における健康監視の実施について(体頼)「隔離措置の継続。 停留措置の中止等の検疫体制の変更) 〇 新たな方針において、原則として機内検疫 からブース検査によることと」検疫動の通過	[患者発生が少数である地域] ・「市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業」 [急速な患者数の増加が見られる地域] ・「当該学校・保育施設等について、その設置 巻巻の判断により臨時休業を行う。つまり、季節	本田J(投子的な関連寺川に、) 懸染が報告されている地域(国内外)への渡航歴・滞在歴」の要件を 含める。	・インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、 指示された発熱外来を受診するよう求めた。 ・ 感染が確定した患者については入院措置とし、 その濃厚接触者に対しては抗インフルエンザウィ	
5月23日	毦						
5月23日 5月24日 5月25日	洲						
5月26日	(火)						WHOによるワクチン推奨株決定 O WHOは新型インフルエンザワクチン製造株としてA/California/7/2009(H1N1)v like virus
5月27日	(# \						を推奨。
5月28日					○ 「新型インフルエンザにおける病原体サーベイランスについて」を発出し、新型インフルエンザの 検査について、地域の状況に応じ可能な限り実施		
5月29日	(金)				するように依頼		
5月30日							
5月31日 6月1日	(日)						○ オーストラリアからワクチン製造候補株到 着
6月2日							
6月3日							〇 アメリカ(CDC)からワクチン製造候補株到 着
6月4日	(未)						
6月4日 6月5日 6月6日 6月7日	(金)						
6月7日	(首)						
6月8日	(月)						○ 国内メーカーに2種類のワクチン製造候補 株の分与
6月9日 6月10日					○「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて(依頼)」「インフルエンザ ウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について(依頼)」事務連絡を発出し、以下に対して新型インフルエンザのPCR検査を行うよう依頼。 ・同一集団内で続発して発生した患者・・・クフルエンザで入院した患者・・病原体定点医療機関を受診したインフルエンザ 患者 季節性インフルエンザ 患者 季節性インフルエンザ		
6月11日	(木)				7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
6月12日		○ WHOフェーズ6に引上げ (感染状況について異なる複数の地域(大陸)の国において地域 (コミュニティ)での持続的な感染が認められるとして、WHOフェーズ分類を6とし、世界的な蔓延状況にあると宣言した)					
6月13日	(±)						
6月14日	(日)						
		○ 第6回専門家諮問委員会「運用指針の見直しについて」○ 第7回専門家諮問委員会「運用指針の見直しについて」					
_ 6月17日	(水)	○ 第7回等門家諮問委員会「運用指針の見直しについて」 ○ 第8回専門家諮問委員会「運用指針の見直しについて」					
6月18日	(木)						

日付		主な出来事		水際対策	/s after the		<u> </u>	
	1	工作出大事		小你对来	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
		感染拡大防止から重 症化予防重視に体制 を変更	運用指針改定		〇 学校の臨時休業について下記の様に変更した。 ・・「都道府県等は、当該学校・保育施設等の設		患者の一律の入院措置を中止 全ての医療機関で診療 ○ 原則として全ての一般医療機関において診療 を行うこととした。	〇 14110の大針の東明宗教明系各会の全日
6月19日	(金)	〇 「医療の確保、検疫、学校・保育 等に関する運用指針」の改定 ・秋冬に向け、国内での参考数の大・ 定し、社会の混乱を最小限とするため ・原則自宅療養、重症患者のための (地域のグループ分けは廃止)	幅な増加が起こることも想	○ 検疫については患者の隔離等の強制措置 から全入国者に対する注意喚起を中心とする 対応に移行(隔離措置、質問票回収の中止。 同一旅程の集団から複数の有症者が認められ た場合のみPCRを実施)	置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。なお、駆染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能」 ○ 基礎疾患を有する者等への感染防止策を強化		○ 入院措置については実施せず、軽症者は原見として自宅療養とするが、重症患者については、思 染症指定医療機関以外の一般入院医療機関によ いでも入院を受け入れることとした。 ○ 患者の選厚接触者に対しては、外出自粛など 感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求 めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現し た場合、保健所への連絡を要請した。 ○ 抗インフルエンザウイルス楽の予防投与につ いては、基礎疾患を有する者等で感染を強く疑わ れる場合に医師の判断により行うこととした。	を踏まえ、6月19日に、季節性インフルエンザ ウクチンから新型インフルエンザワクチンへ 製 造を切り替える製造方針を決定した。 ・季節性インフルエンザワクチンの生産量を昨 年度製造実績の8割とする。 ・7月中旬以降各メーカーにおいて順次H1N1 ワクチンの製造を開始。
6月20日	-							
6月21日	-							
6月22日 6月23日	1							
6月24日	+							
0772413					○ 運用指針を踏まえ、「新型インフルエンザの	○ 運用指針を踏まえ、「今後のサーベイランス 体制について」(事務連絡)を発出、クラスター サーベイランス、インフルエンザ様疾患発生報告、		
6月25日	(木)				国内発生時における積極的疫学調査について」 において、すべての患者からクラスターを中心と した疫学調査や、これまでの知見を踏まえたPP E(サージカルマスク等)へ変更			
6月26日	(金)							○ ワクチンの国内生産量の試算を発表 ・季節性と同等の増殖性と仮定した場合、12 月末までに5、080万ドーズ(1mln・イアル2、54 0万本)
6月27日	_							
6月28日	_							
6月29日 6月30日								
7月1日	_							
7月2日	_		-					
7月3日	(金)						
7月4日	+ -	·						
7月5日	旧)						
							1	し 対が国におけるワクチン株決定
7月6日	(月							○「平成21年度新型インフルエンザA(HINI) ウイルスに対するワクチン製造株の決定について(通知)が発出され、関係団体等に対して、製造株「A/カリフォルニア/7/2009(HINI) pdm(X-179A)」の通知が行われた。
7月7日	-							
7月8日								
7月9E](木	:)[

日付		主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
7月10日						〇 舛添大臣が記者会見で輸入を検討する旨の発言 「仮に高齢者を接種対象者とした場合5300万人程度。年明け3月頃までには国内分で3,000万人分くらい最終的には製造できるようになるだろうから、残り2,000万人分くらい海外から輸入できればと思っている。いずれにせよ専門家に聞きながら。」
7月11日 7月12日	啚					
7月13日	(月)					O WHO・SAGE(ワクチン諮問会議)は、全ての国は基本的な医療基盤を確保するため、第一優先として医療従事者に接種するべきであるとの勧告を行ったが、優先接種対象者については対象グループを示すに留まった。
7月14日 7月15日						○「新型インフルエンザA(HINI)ワクチンの生産開始について(依頼)」により、製造販売業者4社に対し、生産体制が整い次第、速やかに新型インフルエンザワクチンの生産を開始するよう依頼。
7月16日 7月17日	滋					
7月18日 7月19日 7月20日 7月21日	選					
7月20日	閒					
/月21日	100			O 症例定義及び届出様式の改定(第4回改		
7月22日				定) これにより、これまでの通知および、症例定義 に関わる事務連絡を全て廃止。集団発生の把 握。積極的疫学調査の把握について提示。		
7月23日	(木)					
				全数把握中止 「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制についてJを発出し、6月10日事務連絡を廃止。全数把握の中止にあわせ、従前のクラスターサーベイランス等を		
7月24日	(金)			継続するとともに、より迅速な情報収集や対応 が必要となる場合(大規模な集団発生や重篤 な入院患者等)について事務局への速やかな 連絡や、iNESIDの活用について依頼。その他、 地域の発生状況や検査体制に応じたウイルス 検査の実施するよう依頼。(クラスターサーベイ ランスにて集団発生を、インフルエンザ入院 サーベイランスにて入院患者を、PCR検査を 実施するよう依頼)		
7月25日	法			7007		
7月26日 7月27日 7月28日 7月29日	頒					
7月28日 7月29日	(永)					
7月30日						○ 意見交換会を開催[非公開] ・ワクチンの量が限られる中、優先接種対象者を決めることには合意されたが、対象者については様々な意見があった。 輸入については、危機管理のために輸入する必要がある、という意見がある一方で、接種
7月31日	(金)					対象者の議論をする前に緊急で輸入する必要性や安全性を懸念する意見があった。
7月31日 8月1日 8月2日	(昔)					
8月3日	(月)	○ 第9回専門回諮問委員会「新型インフルエンザワクチンの確保について」				 ○ 第9回専門家諮問委員会開催[非公開] ・接種対象者については、医療従事者や妊婦、基礎疾患を有する者、小児などへの接種の必要性が言及された。 ・輸入については、更なる情報収集・提供したうえで、必要性を検討する方針が示された。
8月4日	(火)					
8月5日 8月6日 8月7日 8月8日 8月9日 8月11日 8月12日 8月13日 8月13日 8月14日	徽					
8月8日	湛					
8月10日	闎					
8月11日	泌					
8月13日 8月14日	(金)					
8月15日	(±)	国内最初の死亡者を確認 ・その後も、基礎疾患を有する者の死亡や小児の脳症や肺炎による重症例が、流行が拡大している地域を中心に報告されるようになった。			○ 死亡事例については、当初、ウイルスの遺伝子変異等の異常がないか、国立感染症研究所において遺伝子配列の確認作業等を行い、明らかな異常がないことを確認した。	
8月16日 8月17日	(日)					
8月17日	(<u>月</u>) (火)		100			

日付	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
8月19日 (水)	国内流行入り 〇 第33週(8/10~16)に定点医療機関あたりの患者数の全国 平均が1.69。 〇 新型インフルエンザの流行入りを宣言。	○ 「新型インフルエンザ(A/HINI)の流行入り を迎えるに当たって」通知。			
8月20日(木)					○ 意見交換会を開催[公開] ・接種対象者については、接種目的を明確にすべき、との意見があり、「重症化予防・死亡 数の減少を目的とすべき」、という意見が大勢を占めた。しかし、具体的な対象者について は、様々な意見があった。(医療従事者、妊婦、基礎疾患患者、小児、健康な若年層、リスク 保有者の家族等) ・輸入については、途上国への寄付や安全性の担保、感染の拡がりや重篤度に応じて対 応すべき、との意見があった。
8月21日(金)		〇 各衛生主管部局にむけて、「新型インフルエンザ(A/HINI)に関する学校・保育施設等の関係者との連携の強化について(依頼)」が発出され、各学校機関との連携を図り、適切な助言を行うよう通知。			
8月22日 (土) 8月23日 (日)					
8月24日 (月)			○ 「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後		
8月25日(火)			のサーベイランス体制について」を発出し、7月 24日事務連絡を廃止。感染症法第12条による 医師の属出を不要とした。5日に、インフルエン ザ様疾患患者の集団発生にPCR検査の実施 は不要であるが、7日以内2名以上の患者が確 送された場合の報告は維持することとした。(イ ンフルエンザ入院サーベイランスにおいて、入 所名者については引き続き、保健所が把握し、 PCR検査を依頼。)		
8月26日 (水)					○ 厚生労働大臣と関係者の間で公開の意見交換会を開催。[公開] ・接種費用や補償の問題等について、法改正を含めて検討する必要性についても言及。
8月27日 (木)					○ 意見交換会を開催【公開】 ・ワクチン接種の目的として、重症化防止や死亡数を減少することや、ワクチンの量が限られる場合、優先接種対象者を決めることについて合意。 ・輸入ワクチンについては、現時点で緊急性や必要性があるかということや、安全性・有効性の面で疑問視する意見が多数を占めた。一方、国内産ワクチンだけでは高齢者を含めた場合、優先接種対象者をカバーすることができないという懸念もあげられた。
8月28日(金)				○「新型インフルエンザの流行シナリオ」を公表 ○各都道府県に対して、①入院診療を行う医療機関の病床数等の確認・報告、②地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策の実施などを要請。 ○事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」を発出。 ○人院診療を行う医療機関の病床数等について確認及び報告を求めるとともに、受け入れ医療機関の確保や重症患者の受け入れ調整機能の確保等、地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策等を講じるよう求めた。 ○医療機関に対し、「新型インフルエンザ(A/HINI)診療の基本的考え方」(厚生労働省研究班(生研究者工藤宏一郎、分担研究者川名明彦)が作成)を示した。	
8月30日(日)					
8月31日 (月) 9月1日 (火)					○ 意見交換会を開催[非公開・要旨公開] ・輸入ワクチンについては、免疫賦活剤が使用されていること、投与経路が日本と異なる筋肉内注射であること、ノバルティス社製品についてはその時点で他国での使用実績がない MDCK細胞を利用していることなどから、輸入ワクチンに関する積極的な情報開示、安全確保対策が求められた。
9月2日 (水)					○ 意見交換会を開催【非公開・要旨公開】 ・国内産ワクチンのみでは優先接種対象者への接種がカバーできないことから、輸入についても可能な限り情報提供すること、安全性に疑義があった場合使用を中止する、等を条件 に、輸入が容認された。
9月3日 (木)					・10mLバイアル製剤を製造すれば生産効率が向上することから、1mLバイアル製剤ではなくできる限り10mLバイアル製剤で製造することも提案された。

日付	t_	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
9月4日	(金					○ 意見交換会を開催。【非公開・議論の結果を記者会見で公表】 ・ワクチンの接種順位や輸入の方針に関する基本方針案「新型インフルエンザ(A/HINI)ワクチンの接種順位やに条案)」を作成。パブリックコメントを実施する旨の確認。
9月5日	(±					○ 厚生労働大臣が閣議後会見において、国内産、輸入あわせて6千万人分から7千万人 分確保したい旨を表明。
9月6日		(9,468~138)				○ ワクチンの接種順位や輸入の方針に関する基本方針案「新型インフルエンザ(A/HINI) ワクチンの接種について(素素)」を作成し、パブリックコメントを実施(9月6日~13日)。→約 3000人(4,000件)の意見があった。
		〇 新型インフルエンザ対策担当課長会議			○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議に おいて、沖縄県の配染症担当者より「新型イン フルエンザに関する沖縄県の現状と対策につ いて」と超し、沖縄県の取り組みについて報告。	○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議で接種事業の説明。①事業の目的、②事業実施 主体の役割、③接種の優先順位、④医療機関の選定、⑤接種方法、⑥ワクチンの配分と円 滑な流通の確保、①費用負担、⑧接種の安全性の確認と健康被害の補償、⑨広報等
9月9日 9月10日	1					○ 意見交換会を開催【公開】 ・パブリックコメント中の素素について説明。
9月11日	(金		O WHOから、学校閉鎖及び学級閉鎖について社会福祉的問題を考慮する必要があることなどの報告。			○ 意見交換会を開催[公開] ・パブリックコメント中の素案について説明。
9月12日 9月13日	适					
9月14日 9月15日						〇 ワクチン価格を決定、公表 ・価格を統一し、流通管理する旨の通知を発出。
9月15日 9月16日 9月17日	休					
9月18日	(金			○ 事務連絡を発出し、新型インフルエンザ耐性ウイルスの確認検査にかかる実施要領、抗血清キットの送付を受け、ウイルスサーベイランスの一層の体制整備を依頼。	〇厚生労働科学特別研究「秋以降の新型インフルエンザ流行における医療体制・抗インフルエンザウイルス薬の効果などに関する研究」(主任研究者 工藤宏一郎、分担研究者 川名明彦)により、人工呼吸管を要した場合を開発しまり、人工呼吸管を要した場合を開発しまり、人工呼吸管を要した場合を開発している。	○意見交換会を開催[公開] ・パブリックコメントの案に対する基本方針を検討。 ・基礎疾患の定義、新型と季節性のインフルエンザワクチンの同時接種についての方針を 検討。
9月19日 9月20日	佳					
9月21日 9月22日 9月23日	堤					
9月23日			○ 「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に 関する基本的考え方について」を発出。			○ 意見交換会開催[公開] ・平成22年3月までに約2,700万人分の国内産ワクチンが利用可能となると考えられる旨、製造株の増殖性、実際の接種状況及び1mLバイアルと10mLバイアルの製造比率の調整等から出荷量が変更される可能性がある旨、事務局から提示し、国産ワクチンの確保の方針が 了解された。
9月25日	(金					I PROAUCO
9月25日 9月26日 9月27日 9月28日 9月29日	涫					
9月29日	级					
9月30日	(水	○ 第10回専門家諮問委員会「基本的対処方針について」「新 型インフルエンザ(A/HINI)ワクチン接種の基本方針につい て」				
10月1日	(木	基本的対象方針改訂 - 運用指針改定 新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種 の基本方針策定 〇「新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種の基本方針 策定 〇「基本的対処方針」改訂 〇「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」を改定。			へ、 3 地域内保持 は、地域医師安と連携して、 教息医療機関の診療を支援する等の協力体制 についてあらかじめ調整すること。 ・ 患者数が増加し医療機関での対応が困難 な状況が予測される場合には、公共施設等の 医療機関以外の場所に外来を設置する必要性 について、都道府県等が地域の特性に応じて 検討すること。 ・ 重症者の受け入れ体制の整備のため、都	○「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を策定(新型インフルエンザ対策本部において決定) ・死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、ワクチンの確保・接種に向けた対策を実施。 ・園がワクチンを確保するとともに優先順位を設定し、委託医療機関で接種を行うなど、地方自治体との役割分担のもと国が主体となって事業を実施 ・接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようにするため、国内産ワクチン2,700万人分、輸入ワクチン5,000万人分程度(2回接種)を購入 ・ワクチンを輸入することを踏まえ、必要な立法措置を講じること ・投種回数については、「当面、2回接種を前提として取り組み、国内における臨床試験の結果等を踏まえ、見直す可能性がある」としていた。

日付	<u> </u>	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
	I	○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議を開催				○「新型インフルエンザ(A/HIN1)ワクチンの接種について」を厚生労働省から公表。 ○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議で、優先接種対象者、接種スケジュール、基礎疾 患を有する者の定義、接種費用、製造・流通並びに広報及び相談等事業の詳細を説明。
10月3日 10月4日 10月5日 10月6日 10月7日	(告)					
10月5日	俱					
10月7日	泳					
10月8日	(木)			○「新型インフルエンザ(A/HINI)に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)を発出。インフルエンザ様疾患患者の集団発生にPCR検査の実施は不要であるが、医療機関・社会福祉施設において、7日以内10名以上の患者が確認された場合とし、電話で速かかな連絡を行う事象を死亡および薬剤耐性等の公衆衛生的上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合とした。		
10月9日						○ 国内産ワクチンが初めて出荷されたことを踏まえ、各都道府県の新型インフルエンザワクチン担当部局に対して、国内産ワクチンの初出荷等についての事務連絡を発出。 ・10mLバイアル製剤の各受託医療機関への供給にあたって、原則として、集団的な接種を行う医療機関、規模の大きな医療機関等へ供給し、1mLバイアル製剤については、個人病院等で1日の接種者数が少ないことが予想される医療機関へ供給するよう留意することとした。(各回出荷の事務連絡において、継続的に注意喚起をおこなった。)
10月10日	(書)					
10月11日 10月12日 10月13日	煎					
. 10月14日	1(水)					○ 実施要綱及び要領を発出。
10月15日	(木)					
10月16日						○ 意見交換会開催【公開】 ・国産ワクチンの健康成人への1回接種後の結果について譲譲。 ・1回接種により有効な抗体価が獲得できていることから、健康成人、妊婦、基礎疾患を有する方の接種回数は1回、13歳未満は2回接種とすべきとの意見が得られた。 ○ 第2回出荷の事務連絡において、必要量のみが医療機関に納入され、納入されたワクチンは確実に接種していただく必要があることから、原則として、返品は認めない旨を明確にした。
10月17日	(±)					
10月18日	(日)					妊婦への接種/季節性・新型同時接種を容認 ○ 薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において添付文書の改訂方針を決定。 ・妊娠中は「接種しないことを原則」という表現を削除し、「有益性が危険性を上回る場合に接種する」と改訂。 ・季節性及び新型のインフルエンザワクチンについては、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができる旨を添付文書に明記
						ワクチン接種開始
10月19日	(月)	〇 国内産ワクチンの接種開始				○ ワクチン接種開始(国内産ワクチン) ○ 意見交換会開催【公開】 ・国産ワクチンの健康成人への1回接種後の結果について議論。 ・健康成人を対象にした今回の結果に基づいて、他のカテゴリーに対して評価することは不適切、とし、20~50歳代の医療従事者のみ1回接種とすべき、との意見があった。
10月20日	(火)					○ 国内産ワクチンの接種回数を見直し。 ・20代から50代の「新型インフルエンザの診療に直接従事する医療従事者」の接種回数が 原則1回となった。
40.55						○ 医療現場における10mLバイアル製剤の取扱いを周知徹底するため、医療機関等に当該製剤にかかる留意事項などを周知。
10月21日 10月22日 10月23日	(米)					
10月23日	(金)					
10月25日	1(日)					
10月26日						○ 第3同中方の主教事故にセンチ 紅根を特をしょって ここり ごねをこいかと
10月27日	ł.					○ 第3回出荷の事務連絡において、妊婦を対象とした○.5mLシリンジ製剤の出荷を開始すること、その際の留意点等について各都道府県へ連絡。
10月28日 10月29日 10月30日 10月31日 11月1日	(水)					
10月30日	(全)					
10/13/15 11月16	計計	-				

日付		主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
11月3日 11月4日 11月5日	(火)					
11月5日	饿					
11月6日	(金)		-			○ 小児の接種開始時期の前倒しを都道府県に依頼。
11月7日 11月8日 11月9日 11月10日	(吉)					〇 小児の技権開始時期の刑断して御追所崇に依頼。
11月8日	滑					
11月10日	(火)					
11月11日						○ 国内産ワクチンの接種回数を見直し ・健康成人の2回接種後の国内臨床試験結果及び海外の知見等から、健康な成人は1回接種と決定された。また、妊婦及び基礎疾患を有する方への接種については、海外の知見及び国内の季節性インフルエンザワクチンのデータ等から1回接種とした。妊婦については、進行中の臨床試験の中間結果より検証することとされた。
11月12日	(木)					
11月12日 11月13日 11月14日	(金)					
11月15日 11月16日	信					
11月16日	(月)					
11月17日	1					〇 第4回出荷の事務連絡において、仮にすべての妊婦の方が同製剤の接種を希望した場合であっても、当面の同製剤の必要量を満たすものと考えられるため、産婦人科等を優先した上で、なお余裕がある場合には、他の診療科への流通体剤の整備の検討を行うよう依頼。また、10mLバイアル製剤については、12月28日が最後の出荷となることを連絡。
11月18日 11月19日	(李)					1000000000000000000000000000000000000
11月20日	1			○「新型インフルエンザの発生動向 ~医療 従事者向け疫学情報~ver.1」を情報提供。		
11月21日	(土)					〇 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会(合同開催)を開催(11/21、11/30、12/13、1/8)。
11月22日 11月23日	(日)					割去(ロ周囲在/で開催(11/21、11/30、12/13、1/8)。
11月23日	(提)					
11月24日 11月25日 11月26日 11月27日 11月28日 11月29日	泳					
11月26日	(李)					
11月28日	(主)					
11月29日	(日)					
11月30日	(月)					○ 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検 討会(合同開催)を開催。
12月1日	(火)					The state of the s
12月1日 12月2日 12月3日	(余)					
12月4日	(金)	○ 「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」が公布。				○「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」が公布。 ・厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図ると ともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償 を実施。
12月5日	(書)					
12月6日	餶					
1 12 🗎 🎗 🟳	16.44					
12月9日	(米)					
12月9日 12月10日 12月11日 12月12日	(金)					
12月12日	(±)					
12月13日	(日)					○ 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検 討会(合同開催)を開催。
12月14日	(月)			○「新型インフルエンザ(A/HINI)に係る今後のサーベイランス体制について(二訂版))を発出。この改訂により、クラスターサーベイランスの報告対象施設で、集計に負荷を与えていた保育所の報告を除いた。入院サーベイランスでは、報告対象をインフルエンザ様症状を呈する患者とし、PCR検査については、死亡例又は重症化した患者のみに限定した。		
12月15日	(火)					○「新型インフルエンザ(A/HfNI)ワクチン接種の基本方針」を改定 ・優先接種対象者以外の者を含め、全国民に対する接種費用負担の軽減措置を可能とす るように指針を見直し。
12月16日	' '					○ 国内産ワクチンの接種回数を見直し ・中高生の国内臨床試験の中間結果を受け、中高生に該当する方は1回接種の方針となり、また妊婦の臨床試験結果から、1回接種で有効であるとの見解が得られた。
12月17日	(大)					ングライン 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
12月17日 12月18日 12月19日 12月20日 12月21日	(主)					
12月20日	道					
12月21日	사감					

日付	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
12月24日 (木)			○ 「新型インフルエンザ暫定サーベイランスシステム(i-NESID) 更改について」を発出。新システムでのiNESID適用予定について周知		
12月25日 (金)			○「新型インフルエンザの発生動向 ~医療 従事者向け疫学情報~ver.2」を情報提供。		○ 「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」を新たに設置し、開催(12/25、1/15、1/27) ・新型インフルエンザの予防接種法での位置づけや緊急時のワクチンの確保と供給のあり 方等について検討。
12月26日 (土)					○ 輸入ワクチンの特例承認について、薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において審 議。
12月28日 (月)					○ 平成21年12月26日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会の審議結果についてパブリックコメントを実施。○ 都道府県に対し、「管内受託医療機関における在庫状況等の調査について」を発出。
12月29日(火) 12月30日(水) 12月31日(木) 1月1日(金) 1月2日(土) 1月3日(日) 1月4日(月) 1月5日(火) 1月6日(水)					
1月1日(金) 1月2日(土)					
1月3日(日) 1月4日(月)					
1月6日(水)					
1月8日 (金)					○ 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検 討会(合同開催)を開催。
1月9日(土) 1月10日(日) 1月11日(月) 1月12日(火) 1月13日(水) 1月14日(木)					
1月12日(火) 1月13日(水) 1月14日(木)					
	〇 ワクチンの健康成人への接種開始を決定				○ 薬事・食品衛生審議会薬事分科会より輸入ワクチンについて特例承認して差し支えない 旨の答申。 (同答申を受けて、①1/20付けで輸入ワクチンの特例承認を行うこと、②健康成人への接種開始(1/29出荷分以降、都道府県の判断で前倒し可)を決定) ○「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」開催。
1月16日(土) 1月17日(日)					
1月18日 (月)			〇 新システムでのiNESID運用開始。保健所からの入力も可能とした。		
1月19日 (火)					輸入ワクチン承認 ○ 輸入ワクチンを特例承認。
1月21日 (木) 1月22日 (金)					
1月22日(金) 1月23日(土) 1月24日(日) 1月25日(月)					
1月26日(火) 1月27日(水)					
1日28日 (本)					〇「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」開催。
1月29日(金) 1月30日(土) 1月31日(日) 2月1日(月)					
2月2日(火) 2月3日(水) 2月3日(水)					
2月4日(木) 2月5日(金) 2月6日(土) 2月7日(日)					
2月7日(日)					
2月8日 (月)					○「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」を一部改正。 (輸入ワクチンの流通等についてを追加) の 都道府県宛事務連絡、新型インフルエンザA(H1N1)に係る国内産ワクチン第10回出荷及び輸入ワクチン初回出荷等のお知らせについて」において、原則として、返品は認めないが、今後もワクチンの在庫、返品偏在等を防ぎ、接種事業の円滑な連用を行う観点から、超道府県、受狂医療機関、卸業者が十分調整の上、薬事法に抵触しないよう医療機関間の融通等を認めた。
2月10日(水) 2月1日(木)					
2月9日(火) 2月10日(水) 2月11日(木) 2月12日(金) 2月13日(土) 2月15日(月)					
2月14日(日) 2月15日(月) 2月16日(火)					
F 47 10 E (1/X)			1		

日付	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
2月18日 (木)					○ 都道府県宛事務連絡、「今後の新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン出荷等に関するお知らせについて」において、今後の出荷要望ついては、随時各都道府県から個別の要望を設まえて対応することとした。
2月19日(金) 2月20日(土) 2月21日(日)					
2月22日(月) 2月23日(火)					
2月24日 (水) 2月25日 (木) 2月26日 (金)					
2月26日(金) 2月27日(土) 2月28日(日)					